男女共同参画
社会づくり表彰
候補者募集！

男女共同参画を積極的に推進している
市民や事業者等を表彰します！

たとえばこんな取組み…

市民団体
ボランティアサークルを結成し、女性の能力発揮や社会参加の促進に貢献している

事業者
仕事と家庭の両立支援のため、育児休暇の推奨や独自休暇制度を設けている

教育者
男女共同参画の意義を十分に認識し、人権教育活動に長年尽力している

■ 自薦・他薦は問いません。詳しくは裏面をご覧ください。

詳しくはこちらの特設ページまで
（８月下旬公開予定）

応募・お問い合わせ

三原市役所人権推進課
☎ 0848-67-6044（担当：岡）
jinken@city.mihara.hiroshima.jp

選考方法

公募委員による「男女共同参画審議会」で審査し、表彰者を決定します。後日、表彰式を行います。

表彰されると？

市のHPや広報誌に取組内容を掲載するなど、広く周知します。

例えばこんな効果が…

（地域・社会では）
地域の意思決定の場に女性が増え、新たな発想が生まれます。
様々な立場、意見を盛り込むことで、地域の対応力が高まります。

（事業所では）
性別に関係なく活躍できる事業所であることが周知されることにより、業績の向上や、優秀な人材の採用が見込めます。

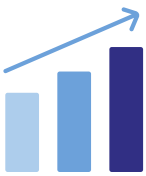

対象・選考基準

対象：市民・市民団体及び教育に携わる人

(1) 人権が尊重される男女共同参画社会づくりに関し、取組みを進めていること。
(2) 女性の能力発揮により、その社会参加が促進されることに関し、取組みを進めていること。
(3) 男女が対等な構成員として参画し共に責任を担うことに関し、取組みを進めていること。
(4) 男女共同参画社会づくりの功績をあげていること。
(5) 複数年にわたる活動実績があること。
(6) 地域への貢献となっていること。
(7) 継続して活動していること。
(8) その他、男女共同参画の推進に関し、積極的な取組みを進めていること。

対象：事業者

(1) 男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい、又は活動しやすい環境づくりに務めていること。
(2) 女性の能力活用や活動領域拡大を図っていること。
(3) 仕事やその他の活動と家庭生活との両立支援を図っていること。
(4) その他男女が共同して参画する社会づくりに積極的に取組んでいること。